

第25回期

第15回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年9月18日（火） 午後1時30分から午後4時00分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員（委員10人・推進委員9人）

会 長	10番	白川 清一
会長職務代理者	9番	酒井 秀忠
委 員	1番	兼子 泰彦
同	2番	高坂 和幸
同	3番	須藤 孝夫
同	4番	藤田 保幸
同	5番	富永 勉
同	6番	鈴木 啓
同	7番	須藤 一二
同	8番	小針 充則

推 進 委 員（簑輪・袖山）	関根 盛夫
同（中根松）	会田 信二
同（大草）	斎藤 良文
同（小貫・太田輪）	薄井 常義
同（里白石・福貴作）	須藤 寿行
同（里白石・福貴作）	鈴木 政吉
同（山白石）	岡田 勇弥
同（山白石）	我妻 伸司
同（東大畑・畑田）	小室 一男

4 欠席委員（委推進委員1名）

推 進 委 員（浅川・滝輪）緑川 孝雄

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

3件

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 46件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子

主 事 鈴木 勇太

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	みなさん、こんにちは。本日もお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。地域計画策定に向けた座談会が実施されましたが、7月下旬から実施され、167名の参加があり大変好評でした。地域計画の提出は12月となっておりますので、皆さんには引き続き作成をよろしくお願いいたします。 また、本日は水稻の作況調査があります。今年は稲刈りが早くて、刈り取りが進んでいるようですが、調査対象地区に分かれ、刈り取りがまだの田を選定していただき、調査していただければと思います。 本日の議案は議案第44号から46号まで件数としては本日はとても多く50件ほどあります。その他の項目として 先ほどお話した稲作作況調査があります。皆様のご協力慎重審議をお願いいたしまして、私の挨拶といたします。本日もよろしくお願いいたします。
会 長	本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第15回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中9名です。緑川孝雄委員が本日欠席です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、9番、酒井秀忠委員、1番、兼子泰彦委員を指名いたします。
会 長	次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。 書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。
会 長	それでは、議事日程第3、議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会長	議案第44号①について、中里・根岸・松野入地区推進委員、会田信二委員の調査報告及び意見を求めます。
会田委員	中里・根岸・松野入地区推進委員、会田信二です。 議案第44号農地法第3条の①についての調査結果の報告及び意見を申し上

	げます。譲渡人、***、****さん、譲受人、***、****さん、以下記載の通りです。9月8日、午前9時40分より地区副担当高坂委員と譲渡の自宅にて調査をして参りました。**さんと**さんは親子関係でありまして、申請の事由は高齢のため、経営を移譲するためとのことです。農地法第3条第2項①から⑥まで何ら問題なく許可相当であると見てきましたので、ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 今回の申請については、親子間での所有権移転となり、譲渡人である****さんが高齢であり経営移譲するための贈与ということで申請がありました。 譲受人である****さんについては農業に従事している人数及び日数、保有する農機具類などについて問題はありません。 以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われれます。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第44号①について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第44号①について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第44号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第44号、農地法第3条②について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会 長	議案第44号②について、中里・根岸・松野入地区推進委員、会田信二委員の調査報告及び意見を求めます。
会田委員	中里・根岸・松野入地区推進委員の会田です。 議案第44号農地法第3条の②についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、**、****さん、譲受人、**、****さん、以下記載の通りです。9月8日、午前8時50分より、地区副担当の高坂委員及び譲渡人、譲受人、の立会いの下、現地にて調査してまいりました。譲渡人、****さん

	につきましては、体調を崩され、****さんにここ数年耕作していただき、土地を枯らさずやってもらい、譲渡して耕作してもらいたいとのことです。****さんにつきましては元推進委員として活躍しており、今も現職として農業に励んでおられます。農地法第3条2項の①から⑥まで何ら問題なく許可相当であると見てきましたので、ご審議の程お願いいたします。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 今回の申請については、農業経営規模拡大のための売買ということで申請がありました。今回の申請地は譲受人である****さんの所有する農地の付近にあります。また、許可後はこれまで通り田として利用していくそうです。 なお、****さんについては、農業に従事している人数及び日数、保有する農機具類、後継者の存在などについて問題はありません。 以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われます。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第44号②について質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第44号②の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第44号、農地法第3条②は許可相当と意見決定いたします。 次に、同じく議案第44号、農地法第3条③について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会 長	議案第44号③について、中里・根岸・松野入地区推進委員、会田信二委員の調査報告及び意見を求めます。
会田委員	中里・根岸・松野入地区推進委員の会田です。 議案第44号農地法第3条の③についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、**、****さん、譲受人、**、****さん、以下記載の通りです。9月8日、午前9時20分より、地区副担当の高坂委員及び譲渡人、譲受人、の立会いの下、現地にて調査してまいりました。申請の事由は****

	さんの屋敷の近くに****さん所有の山林があり、杉も含め****さんが田と山林を交換したいとのことです。農地法第3条第2項の①から⑥まで、何ら問題なく許可相当であると見てきましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 今回の申請については、土地の交換とのことですが、**さんの経営規模拡大のために、**さん所有する田と、**さんが所有する山林を交換するというところで申請がありました。 **さんについては、農業に従事している人数及び日数、保有する農機具類、後継者の存在などについて問題はありません。 以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われれます。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第44号③について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第44号③について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第44号、農地法第3条③は許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第45号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会 長	議案第45号①について、小貫・太田輪地区推進委員、薄井常義委員の調査報告及び意見を求めます。
薄井委員	小貫・太田輪地区推進委員の薄井です。議案第45号、農地法第5条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、**、****さん、****さん、****さん、譲受人、**** 代表者 ****さん、以下記載のとおりです。9月8日11時より地区副担当の藤田委員、譲渡人、譲受人立会いのもと現地にて調査してまいりました。申請の事由としては

会 長 事務局長	****から集会所として利用するため、****さん、****さん、****さんの農地を贈与により所有権移転するということです。調査事項であります一般基準の、申請目的実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。 事務局より補足説明をお願いします。 事務局より補足説明いたします。 申請地の選定理由ですが、現在の*****は浅川町のハザードマップにて浸水想定区域に指定されており、災害時には避難所としても利用されることから、ある程度整形な面積が1,000㎡以上確保できること、住民が利用しやすい沿道であることなどの条件からいくつかの土地を検討しましたが、条件に合致するものが他になかったため今回の申請地を選定したとのことことです。 立地基準となる農地の区分につきましては、10haの広がりがある農地内の農地であるため、第1種農地となりますが、農地転用基準である生活環境確保事業に該当するもので転用は可能と判断しました。 次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、集会所建築であり適当であると思われます。転用に必要な資力、信用については、コミュニティ助成金、浅川町からの補助金及び小貫地区各戸負担金から支払う計画であり資金説明書が添付されており問題ありません。 転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、小貫字中ノ作**番については耕作者の****さんから同意書の提出があり、外2筆については農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため問題ありません。 許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和7年3月31日までとされており該当しません。 行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、道路法など許可見込であり該当しません。 法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。 申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、*****も一体として利用する計画のため問題ありません。 事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、集会所敷地として適当な面積であり該当しません。 申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、集会所建築が目的となっておりますので該当しません。 転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになってお
------------------------	--

	りますが、雨水は自然浸透及び敷地内に勾配を施し東側町道側溝へと排水し、汚水は合併浄化槽を設置し、処理後に東側町道側溝へと排水する計画となっております。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第４５号①について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声）
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第４５号①について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員）
会 長	全員賛成ですので、議案第４５号、農地法第５条①は許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第４６号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての議案に移りますが、その前に議案第４６号①から④⑥は、それぞれ関連がございますので一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
会 長	異議なしと認め、事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会 長	議案の審議に入る前に、議案第４６号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条④については、***委員が貸付人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。 （***委員退室）
会 長	事務局より議案の説明を求めます。
事務局長	事務局より説明いたします。 本案件は、農地中間管理事業に伴うものであります。 内容としましては、中間管理機構の公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けた農地を担い手へ分配する案となっており、この促進計画については町が作成することとなり、町から意見を求められているものです。意見決定後、町から農業振興公社を通じて県に提出されます。最終的に県知事が認可し公告されること

会 長 須藤委員 会 長	となります。①から④⑤は農地の出し手か中間管理機構へ貸し付ける案となっており、④⑥が中間管理機構から担い手である*****が借り受ける案となっております。 今回の経過を説明しますと、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した荒屋郷ほ場整備事業を行うにあたり、促進計画を作成し担い手へ集積する必要がある、議案に掛けられているというものです。 *****は*****地区の*****であり、農業経営改善計画の認定申請書を提出し、令和6年8月20日付けで町の認定農業者として認定されております。 賃借権等の設定等を受ける者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を備えていることとされていますが、要件である。 1、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は楊地区の事業を行うと認められること。 2、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること 3、農作業に常時従事しないと認められる者については、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 *****は、先ほどご説明しました通り、認定農業者であり、改善計画から見ても、これらの要件を備えていると考えられますので、問題ないものと思われませんが、皆様の審議をよろしくお願いいたします。以上です。 この集積計画及び促進計画（案）に対して里白石・福貴作・染地区推進委員、須藤寿行委員の意見を求めます。 里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の須藤寿行であります。ただいま事務局から説明がありました通り、議案第46号の①から④⑤は記載されているそれぞれの貸付人が、福島県農業振興公社に貸し付けるものであります。さらに④⑥でトータル220筆を、福島県農業振興公社から使用貸借権の設定を受ける者は、*****であります。先月の農業委員会総会の議案第43号において、*****氏については、*****地区近隣の区域内においても農作業に長年従事している方で、農業法人については令和6年2月に設立したとの説明を行ってきたところであります。今回、193,332㎡の賃借権を設定し、水稻、露地栽培を行うものであり、これまでの家族経営から複合経営を目標としており、農業の安定経営に取り組むということで目指すべき経営目標が明確でもあります。現状の水稻栽培のほか、ブロッコリー、タマネギの安定した生産・単収向上を目指す目標に定めており、今回記載の貸付人の方からも大きく期待されております。*****の現在の農業経営から見て、機構法第18条第5項の要件をいずれも満たしていると思われ、今回の町作成の促進計画案は問題ないものと考えます。以上です。 事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第46号①から④⑥について、質疑ございませんか。
-----------------------------------	---

藤田委員	今回の貸付に伴って、土地改良事業をやるのことはですが、いつごろから工事は始まるのか目途はついているんですか。
事務局長	今回のほ場整備については、県が国と協議している最中ですが、町では5月に県に申請を行いまして、県が国へ申請を行うのは今年度の11月を予定しております。それまでに町の方では要件を全て満たすために、今回の議案を提出させていただきました。国への申請が11月となっており、県からの説明では採択されるかどうかの決定が来年度の4月から5月であり、採択されれば令和7年度に実施設計に入りまして、令和8年度から工事に入れるかと思います。以上です。
会 長	そのほか、質疑ございませんか。 なければ農業委員の採決を取ります。 議案第46号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画の案①から④⑥について、異議なしと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第46号①から④⑥については決定いたします。 議事が終了しましたので、***委員に対する議事参与制限を解除します。 (***委員着席)
会 長	***委員に報告します。議案第46号①から④⑥については案に対して異議なしとすることに決定されました。
会 長	次に、その他に入ります。(1)「本県農業の発展に向けた要請」に関する検討について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	福島県農業会議より、「本県農業の発展に向けた要請」(検討素案)に対する検討依頼がきておりまして、皆様には事前に郵送させていただきました。 6月の総会において令和7年度の農業施策への要望ということで検討していただいております。浅川町では要望なしで回答しました。今回の素案は6月に出された各委員会の意見をふまえ、福島県農業会議において作成した素案を検討いただきたいという趣旨でございます。内容について今一度ご確認いただき、皆様からさらに何かご意見等ございましたら、この場で意見をいただき検討したいと思っております。よろしくお願いいたします。
会 長	皆さんから「本県農業の発展に向けた要請」についてご意見等ございますか。

会 長	それでは、今回の検討の結果を農業会議に報告することとし、文面については事務局に一任するということでご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	それでは、検討の結果、素案に対して異議なしということで農業会議に報告したいと思います。
会 長	次に、(2) 令和6年度稲作作況調査について事務局より説明を求めます。
事務局長	別紙、「令和6年度稲作作況調査地区別割当表」をご覧ください。事務局の方で勝手ながら班分けをさせていただきました。◎印が付いている方に班長をお願いしたいと思います。○印が付いている方には車の運転をお願いします。車は、道路を渡った向かい側の駐車場の役場側にあります。準備がすみましたら駐車場にお集まりください。鍵をそこでお渡しさせていただきます。 調査の方ですが、まず、全員でこれまで標準田としてきた東大畑の田んぼに行き、そこで銘柄と予想平均反収を検討します。その後、班ごとに各地区2～3か所、見ていただきます。場所の選定についてはお任せしますので班長を中心に各地区、平均的な田んぼを検討してください。 班長はお手元の「令和6年度稲作作況調査票」に調査結果を記入し、総会の中で品種名、反収、俵数を報告してください。調査票にも作年度の平均反収が記載されてございますが、あくまでも地区の平均反収ということでの数字を今年の分としてご報告いただきたいと思います。 3時45分より総会を再開したいと思いますのでそれまでには役場にお戻りください。よろしくお願いします。
会 長	それでは総会はいったん休議します。 ～稲作作況調査～ 《休議・再開》
会 長	皆様お揃いですので、再開いたします。 それでは1班より調査結果の報告をお願いします。
会田委員	はい。1班の報告をします。大草、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。中里、反収480キロ、8俵、コシヒカリ。根岸、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。松野入、反収480キロ、8俵、コシヒカリ。以上です。
会 長	続きまして、2班の班長をお願いします。
鈴木(政)委員	はい。2班報告します。福貴作、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。里白石、反収480キロ、8俵、コシヒカリ。染、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。以上です。

会 長	続きまして3班の班長お願いします。
藤田委員	はい。小貫・太田輪地区を調査いたしました。小貫、540キロ、9俵、コシヒカリ。太田輪、540キロ、9俵、コシヒカリ。以上です。
会 長	続きまして4班の班長お願いします。
須藤（一）委員	はい。東大畑、反収540キロ、9俵、コシヒカリ。畑田、反収450キロ、7.5俵、コシヒカリ。山白石、2カ所あります。反収450キロ、7.5俵、コシヒカリ。もう一カ所が反収420キロ、7俵、ひとめぼれ。以上です。
会 長	最後に5班の班長お願いします。
兼子委員	はい。浅川、反収480キロ、8俵、コシヒカリ。滝輪、510キロ、8.5俵、コシヒカリ。簗輪、510キロ、8.5俵、コシヒカリ。袖山、480キロ、8俵、コシヒカリ。以上です。
会 長	以上で全班の報告が終わりましたので事務局よりお願いします。
事務局長	結果については事務局で取りまとめて、次回総会時にお配りいたします。
会 長	本日の議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。皆さんからその他何かございませんか。 なければ事務局より連絡事項をお願いします。
事務局長	連絡事項を申し上げます。次回総会10月18日（金）午後1時30分から開催を予定しております。総会終了後、関係団体との連携会議を開催します、午後2時15分から開始予定です。2点目です。活動記録簿の8月分を事務局まで提出をお願いします。3点目です。来月総会までに、農地利用状況調査の調査票の提出をお願いいたします。4点目です。前期報酬については9月30日支払予定となっております。5点目です。11月の農業委員会の視察研修ですが、来月の総会議案書と共に案内を送付し、来月の総会時に出欠を確認したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。
会 長	それでは以上をもちまして、第15回浅川町農業委員会総会を閉会といたします。
事務局長	一同、ご起立願います。礼、ご苦労さまでした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ 印

同 議事録署名委員 _____ 印

同 議事録署名委員 _____ 印